

## 第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の県、市及び防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。  
なお、ここに定めないものについては「地震対策編」及び「共通対策編」に準ずる。

### 第1節 防災関係機関の活動

津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

#### 1 焼津市

区分	内 容	
焼津市災害対策本部		<p>(1) 市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。</p> <p>(3) 本部長（市長）は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。</p>
	所掌事務	<p>組織及び所掌事務は、焼津市災害対策本部条例（昭和55年12月26日焼津市条例第34号）（資料編（共通対策）3-2-1⑤）及び焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年7月19日訓令甲第6号）（資料編（共通対策）3-2-1⑥）の定めるところによる。</p> <p>災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。</p> <p>(1) 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報</p> <p>(3) 消防、水防その他の応急措置</p> <p>(4) 被災者の救助、救護、その他の保護</p> <p>(5) 施設及び設備の応急の復旧</p> <p>(6) 防疫その他の保健衛生</p> <p>(7) 避難の指示又は警戒区域の設定</p> <p>(8) 緊急輸送の実施</p> <p>(9) 「南海トラフ地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整</p> <p>(10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給</p> <p>(11) 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携</p> <p>(12) 自主防災組織との連携及び指導</p> <p>(13) ボランティアの受入れ</p>
機関の措置	消防、水防	<p>(1) 被害状況等の情報の収集と伝達</p> <p>(2) 消火活動、水防活動及び救助活動</p> <p>(3) 津波避難場所の安全確保及び避難路の確保</p> <p>(4) 地域住民等の津波避難場所への誘導</p> <p>(5) 危険区域からの避難の確認</p> <p>(6) 自主防災組織との連携、指導、支援</p>

#### 2 消防機関

区 分	内 容
志太消防本部	<p>焼津市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 被害状況等の情報の収集と伝達</p> <p>(2) 消火・救急・救助活動</p> <p>(3) 地域住民等への避難の指示の伝達</p>

### 3 防災関係機関

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

#### (1) 静岡県警察（焼津警察署）

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
静岡県警察（焼津警察署）	ア 情報の収集及び提供（県警ヘリコプターによる偵察を含む） イ 救出・救助 ウ 遺体の検視 エ 避難指示の伝達及び退去の確認並びに津波避難場所・避難所の安全確保及び秩序の維持 オ 警戒区域の防犯パトロール カ 社会秩序維持等のための取り締まり等 キ 交通路、避難路及び緊急交通路の確保

#### (2) 指定地方行政機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払い猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局 （島田労働基準監督署）	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
農林水産省関東農政局	ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること イ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 （静岡河川事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	<p>ア 陸上輸送に関すること (ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置 (イ) 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>イ 海上輸送に関すること (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁本庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 カ 海上における災害に係る救助・救急活動 キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

## (3) 指定公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</p>

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会（静岡放送局）	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づき、気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社（東京支社）	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した津波避難場所への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社（焼津支店）、福山通運株式会社（焼津支店）、佐川急便株式会社（大井川営業所）、ヤマト運輸株式会社（大井川センター）、西濃運輸株式会社（藤枝支店）	緊急輸送車両の確保及び運行
中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社（藤枝営業所）	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
KDDI株式会社（静岡支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブ ン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマ ート、 株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

## (4) 指定地方公共機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県薬剤師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び 公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
東海ガス株式会社	ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス 協会（藤枝地区会）	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック協会 （中部分室）、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会 （志太榛原支部焼津地区）	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
土地改良区（大井川土地改良区）	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

## 第2節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県、及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。詳細については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

### 1 津波情報等の種類

#### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

#### ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### イ 津波警報等の留意事項

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

## (2) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

静岡県が属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

静岡県及び周辺の県が属する津波予報区を示した図



## (3) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

## ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類 発表内容	情報の種類 発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の情報 津波に関するその他の必要な事項を発表

## ※1 津波観測に関する情報の発表内容

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

#### ※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

#### ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

#### エ 津波情報の留意事項等

##### (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

##### (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

##### (ウ) 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。



- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(工) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

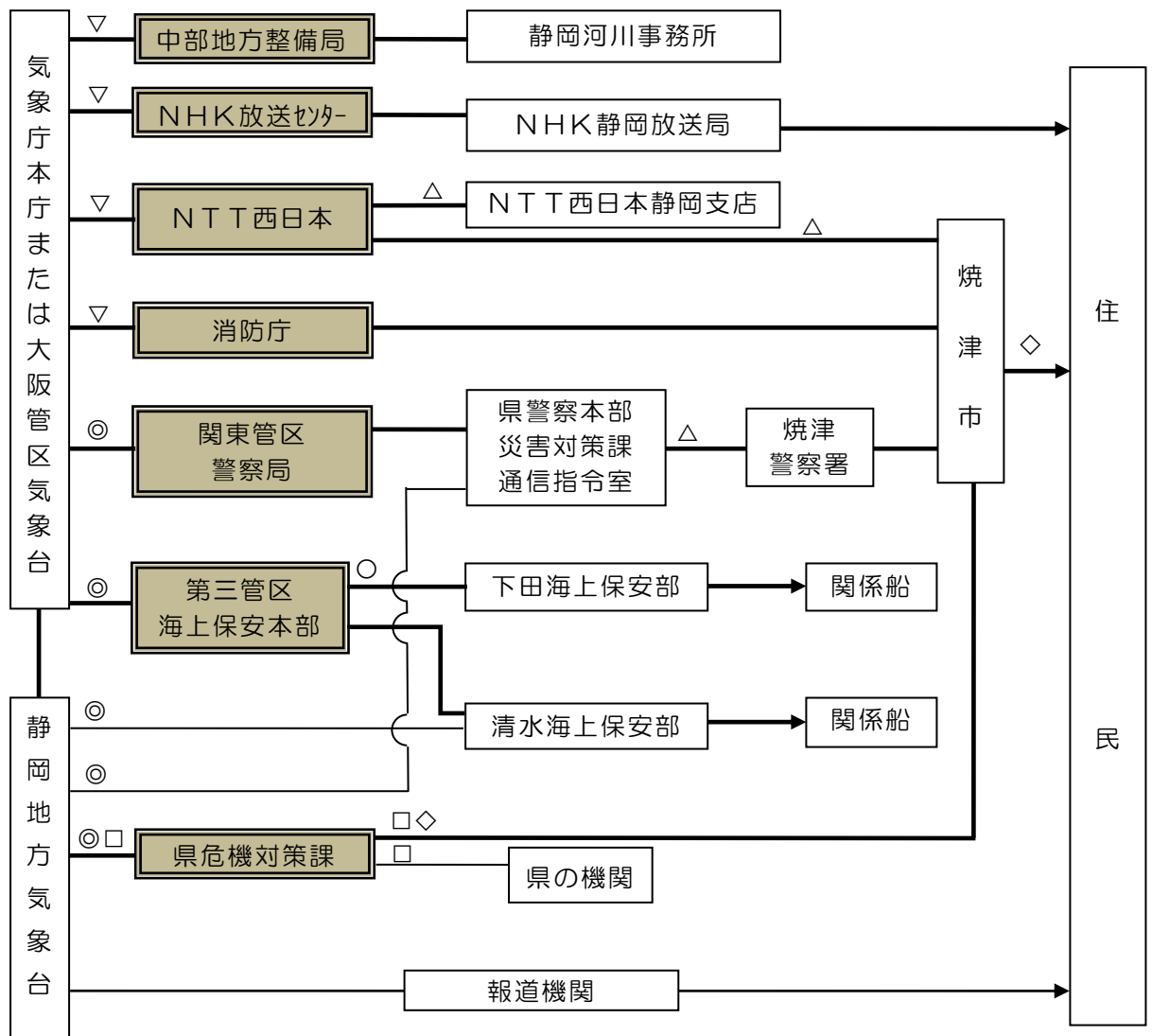
(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波情報等の伝達系統図

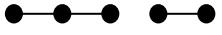
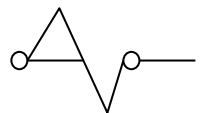

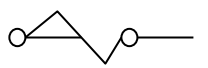


- 法令（気象業務法等）による通知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- ◎ 防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- ▽ オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇ 市防災行政無線


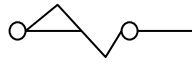

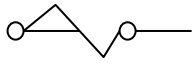
     法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注) 特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務づけられている。

津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、  
標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

沿岸市町一覧表（平成30年4月1日時点）

地域局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	津波避難計画策定済の市町
賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6
東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	伊豆市		5	5
中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4
西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計							21	21

(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。

2 の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町

3 の市町は津波災害特別警戒区域の指定があった市町

### 第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

### 第4節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

## 1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

水防管理者及び水防管理団体の活動	<p>(1) 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。 なお、呼びかけを行った旨を焼津警察署長に通知する。</p> <p>(2) 水防管理者又は消防機関の長は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</p> <p>(3) 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</p>
水防活動の応援要請	<p>(1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。 ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者若しくは消防長に対し応援を要請する。 イ 水防管理者は、必要があれば県に対し応援を求める。 ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、焼津警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</p> <p>(2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県中部方面本部を通じ県災害対策本部に対し自衛隊の派遣要請を要求する。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 期間その他応援に必要な事項</p>

## 2 人命の救出活動

実施主体	内 容
基本方針	<p>(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</p> <p>(2) 志太消防本部、県、焼津警察署及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。</p> <p>(3) 市は救出活動に関する応援について県との調整を行う。</p> <p>(4) 志太消防本部、市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</p> <p>(5) 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</p> <p>(6) 自衛隊の救出活動は「第6節 広域応援活動」の定めるところにより行う。</p>
市、志太消防本部	<p>(1) 志太消防本部消防職員を動員し負傷者等を救出する。</p> <p>(2) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>(2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>(3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>(5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>

## 第5節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

### 1 避難対策

基本方針	<p>(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の市民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、迅速、的確な避難活動を行う必要があり、可能な限りの措置をとることにより住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 避難対策の周知に当たっては、市民等においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p>
------	---

#### (1) 情報・広報活動

区 分	内 容
情報活動	市、志太消防本部、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。
広報活動	市、志太消防本部、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
津波情報の入手	市民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

#### (2) 避難のための指示等

区 分	内 容
指示の基準	<p>ア 市長は、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示（以下、「指示」という。）の発令をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>
指示の内容	<p>避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>
指示の伝達方法	市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の自主防災組織等の責任者へ通報する。また、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防機関等の協力を得て住民等に伝達し、その旨の周知徹底を図る。

## (3) 津波からの避難対策

区 分	内 容
「津波注意報」が発表された場合	<p>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとるものとする。</p> <p>ア 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市民等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、避難指示については、第5節 避難活動 1(2)「避難のための指示等」に準ずる。</p> <p>イ 住民、漁業及び港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、テレビ・ラジオによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。</p> <p>ウ 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。</p>
「大津波警報」、 「津波警報」が発表された場合	<p>直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。</p>
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	<p>直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>
津波注意報又は津波警報は未発表だが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	<p>ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</p> <p>イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビによる報道を聴取するものとする。</p> <p>ウ 避難の指示等 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p>
遠地津波が発生した場合	<p>ア 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。</p> <p>イ 津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。</p> <p>ウ 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。</p>
住民等が実施する自衛措置	<p>海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、津波避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。</p> <p>海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p>
近隣市町への避難	<p>津波警報が気象庁により発表された場合などは、近隣市町の協力により、一時的に市外へ避難することができるものとする。</p>

## (4) 警戒区域の設定

区 分	内 容
設定の基準	<p>ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。</p>
規制内容実施方法	<p>ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。</p> <p>イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。</p>

## (5) 避難方法等

避難の方法	<p>災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。</p> <p>ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。</p> <p>イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等）へ避難する。</p> <p>ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
避難状況の報告	<p>ア 市は、自主防災組織及び津波避難場所の施設管理者等から直接に、又は焼津警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>（ア）避難の経過に関する報告は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>b 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>c 市等に対する要請事項</p> <p>（イ）避難の完了に関する報告は避難完了後、速やかに行う。</p> <p>a 津波避難場所名</p> <p>b 避難者数</p> <p>c 必要な救助・保護の内容</p> <p>d 市等に対する要請事項</p> <p>イ 市は、避難状況について県へ報告する。</p>

## 2 避難所の設置及び避難生活

基本方針	<p>市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定めたルールやマニュアル、「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</p>
------	---

## (1) 避難所の設置及び避難生活

区分	内容
避難生活者	<p>避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。（資料編（地震対策）5-7-2（2））</p>
設置場所	<p>ア 津波等の危険のない地域に設置する。</p> <p>イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。</p> <p>（ア）学校、体育館、公民館等の公共建築物</p> <p>（イ）あらかじめ協定した民間の建築物</p> <p>（ウ）学校施設等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）</p> <p>ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。</p> <p>エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。</p> <p>オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。</p> <p>カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。</p>
福祉避難所	<p>ア 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、要配慮者の特性に応じた社会福祉施設等を福祉避難所として確保するように努める。</p> <p>（資料編（共通対策）3-7-3②）</p> <p>イ 福祉避難所の運営は、「焼津市福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき行うものとし、円滑な運営を行えるよう定期的に訓練を実施するものとする。</p> <p>ウ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、福祉避難所の目的やルールを周知するものとする。</p> <p>エ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・機材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業所等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p>
2次的避難所	<p>ア 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</p> <p>イ 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</p> <p>ウ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p>
設置期間	<p>市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急建設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。</p>



区 分	内 容
避難所の運営	<p>ア 自主防災組織の会長及び班長等から避難所責任者を定め、避難所である学校等施設の管理者の協力を得て、自主防災組織等による自主的な避難所の運営に努める。</p> <p>イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、女性の参画の推進を図るとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。</p> <p>オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</p> <p>カ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p>キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じた救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p>
そ の 他	災害救助法に基づく市の実施事項は、「共通対策編」による。

## 第6節 広域応援活動

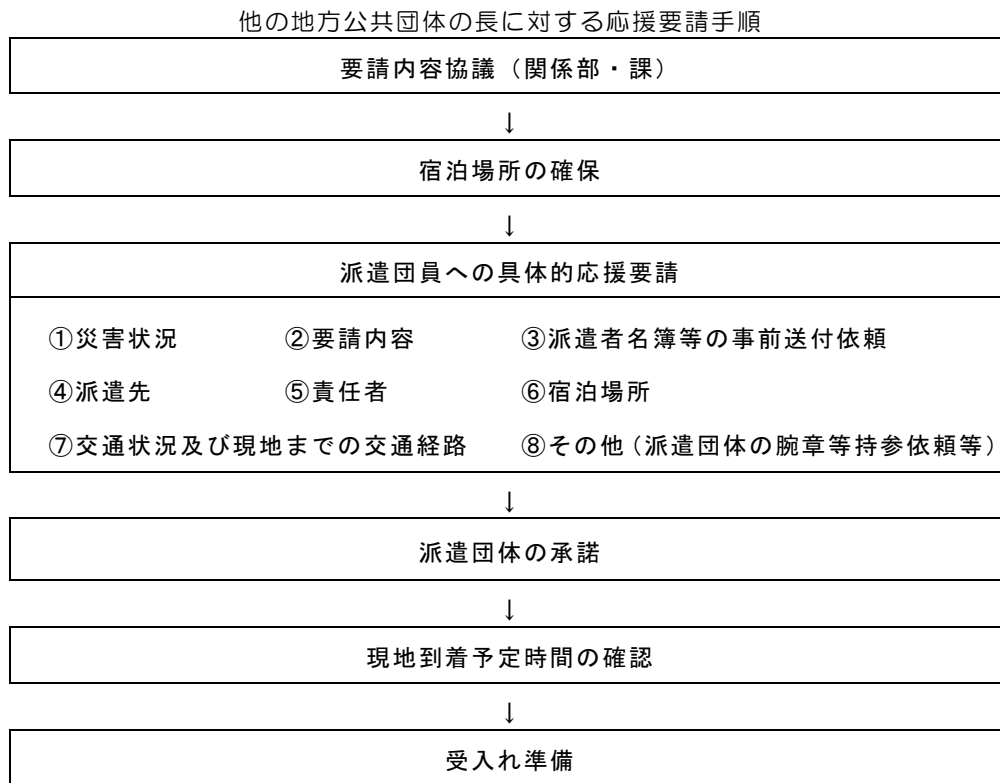
広域激甚な災害に対応するための県、警察、他の市町、自衛隊等の応援要請の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

### 1 行政機関及び民間団体の応援活動

区 分	内 容
県に対する応援要請等	<p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは県に対し次の事項を示し応援、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(1) 応援を必要とする理由</p> <p>(2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等</p> <p>(3) 応援を必要とする場所</p> <p>(4) 応援を必要とする期間</p> <p>(5) その他応援に関し必要な事項</p>
指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請	<p>(1) 市長は、災害応急対策等のため、必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請を行う。</p> <p>(2) 市長は、災害応急対策等のため必要があると認めたときは、県に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。</p>
民間団体等に対する応援要請	<p>市長は、次の団体に対し直接又は県を通じて応援の要請を行う。</p> <p>(1) 青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団</p> <p>(2) 大学、高校、専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒</p> <p>(3) あらかじめ協定を締結した団体等</p>
	<p>本部長は、災害時応急対策を実施するため必要があると認めたとき、次の事項を示して応援を要請する。</p> <p>(1) 応援協力を要請する人員</p> <p>(2) 食料、生活必需品、応急資機材等の提供</p> <p>(3) 作業内容及び集合場所</p> <p>(4) 応援を要請する期間</p> <p>(5) その他、応援協力要請に関し必要な事項</p>
	<p>応援の受入れ等</p> <p>応援の受入れ等については、「共通対策編」に準ずる。</p>

区 分	内 容
他の市町長に対する応援要請	市長は、焼津市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市長は、県が行う市間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。 本市における災害時の相互応援に関する協定締結状況は、近隣4市2町及び県外2都市間において締結している。（資料編（共通対策）3-9-2①）
応援要員の受入れ体制	防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。



## 2 自衛隊の支援

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し自衛隊派遣に必要な事項を明示した要請書により自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

### （1）派遣要請の要求

区 分	内 容
派遣要請の要求事項	ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握 イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助 ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助 エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動 オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動 カ 道路又は水路の確保の措置 キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援 コ 防災要員等の輸送 サ 連絡幹部の派遣 シ その他本部長が必要と認める事項

区 分	内 容
派遣要請の 要求手続	<p>知事に対する要求は、県災害対策本部の中部方面本部長を経由し、下記のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等及び口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</p> <p>ア 災害の状況及び派遣を要請する事由            イ 派遣を希望する期間            ウ 派遣を希望する区域及び活動内容            エ その他参考となるべき事項</p> <p>知事への要求が出来ない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p>

## (2) 自衛隊との連絡

区 分	内 容																		
情報交換	<p>市長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第34普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては静浜基地第11飛行教育団と密接な情報交換を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関 名</th> <th rowspan="2">電 話 番 号</th> <th colspan="2">県防災行政無線</th> </tr> <tr> <th>音 声</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科</td> <td>0550-89-1310</td> <td>地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000</td> <td>地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3500</td> <td>衛星系 8-156-9001</td> <td>衛星系 8-156-8001</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第11飛行教育団(静浜 基地)</td> <td>054-622-1234</td> <td>地上系 5-154-9001 衛星系 8-154-9001</td> <td>地上系 5-154-8001 衛星系 8-154-8001</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	電 話 番 号	県防災行政無線		音 声	F A X	陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001	海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001	航空自衛隊 第11飛行教育団(静浜 基地)	054-622-1234	地上系 5-154-9001 衛星系 8-154-9001	地上系 5-154-8001 衛星系 8-154-8001
機 関 名	電 話 番 号			県防災行政無線															
		音 声	F A X																
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001																
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001																
航空自衛隊 第11飛行教育団(静浜 基地)	054-622-1234	地上系 5-154-9001 衛星系 8-154-9001	地上系 5-154-8001 衛星系 8-154-8001																

## (3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

区 分	内 容
災害派遣部隊 の受入れ体制	<p>ア 市長は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</p> <p>イ 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。</p> <p>ウ 市長は、作業の実施に必要な物資、資機材の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ物資、資機材の調達を要請するものとする。</p> <p>エ 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。</p> <p>オ 市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。</p>
災害派遣部隊 の撤収	<p>市長は、県災害対策本部の中部方面本部当及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認められた場合は、知事に対して派遣部隊の撤収を要請する。</p>
経費の 負担区分	<p>自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として市が負担するものとする。</p>

### 3 海上保安庁の支援

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。

#### (1) 支援要請

区 分	内 容
支援要請事項	ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ウ その他、災害対策本部が行う災害応急対策の支援
支援要請手続	知事に対する依頼は、県災害対策本部の中部方面本部長を経由し、下記ア～エの事項を明示した要請書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由 イ 支援活動を必要とする期間 ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容 エ その他参考となる事項 知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

## 第7節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う防疫活動について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

### 防疫活動

実施主体	内 容
市	(1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。 (2) 津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。 (3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づき、知事が市に対して生活用水を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、市民に対し生活用水の供給を行う。 (4) 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。 (5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
市民及び 自主防災組織	飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
関係団体	飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

## 第8節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

### 公共施設等

区 分	内 容	
河川及び 海岸保全施設	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作	施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止	施設管理者は、従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	市は、施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	住民への連絡	市は、避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
港湾及び 漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設占有者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	施設管理者は、危険箇所の立ち入り禁止措置等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設管理者は、緊急輸送岸壁の早期確保を最優先する。また、港湾及び漁港施設占有者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。 市は、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。
工事中の公共施設、建築物、その他	施設管理者は、津波の危険のある地域においては工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。	

(復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興対策」によるものとする。)